

定例委員会会議録

委員長 本 橋 正 壽

委 員 浅 沼 敏 幸

委 員 中 村 映 子

委 員 岩 崎 典 子

1 日 時 令和5年6月1日(木) 午前10時00分

2 場 所 選挙管理委員会室

3 出 席 者 委員4名、事務局長、係長3名、書記2名

4 議 案 (1) 選挙人名簿の登録および抹消について

(2) 政治活動用文書図画(政治活動用ポスター)掲示にかかる
法令順守依頼の送付について

5 報 告 (1) 東京都選挙執行規程の一部改正について

6 そ の 他 (1) 日程について

(2) その他

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 22 条の規定により、令和 5 年 6 月 1 日現在において 4,809 人の定時登録を行うこと、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪者を 207 人、4 か月経過者を 1,827 人、在外移転者を 0 人、誤載者を 1 人、総計 2,035 人の抹消を行うと説明があり、可決された。

令和 5 年 6 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 618,706 人となる。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 政治活動用文書図画（政治活動用ポスター）掲示にかかる法令順守依頼の送付について

選挙係長より、政治活動用文書図画（政治活動用ポスター）掲示にかかる法令順守依頼の送付について、注意文書の内容や送付対象者等について説明があった。内容、方向性については了承となったが、周知範囲については調整が必要とされた。

(質疑・応答)

委員：送付対象者は数名ということだが少なくないか。

委員：対象者には文書が送付されるのでわかるが、送付されなかった候補者には警告とならない。

委員：選挙管理委員会としてこのような取組を行っていることを、各会派や議員に知らしめるべきである。

委員：対象者に送付することは了承できる。知らせる範囲については調整が必要である。

事務局：送付対象者以外にどのように行っていくか、今後検討し、対応していく。

【報告】

(1) 東京都選挙執行規程の一部改正について

庶務係長より、東京都選挙管理委員会事務局選挙課長より令和5年5月24日付けで通知のあった、東京都選挙執行規程の一部改正について説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

【その他】

(1) 日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、6月9日（金）午前10時00分から定例委員会を開催する。

(2) その他

特になし。

午前10時25分 本橋委員長閉会を宣す。
